相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区備後町三丁目一五番地、最後の住所千葉県船橋市本郷町五〇〇番地一　三棟四〇九号

被相続人　亡　川畑　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

事務所千葉市中央区中央四丁目五番一号きぼーる二階　渥美雅子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　牧人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区西ケ原一丁目三五番地、最後の住所東京都北区上中里二丁目八番三号

被相続人　亡　青木　トヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

東京都港区西新橋一―二〇―三虎ノ門法曹ビル二〇四号室東京フィールド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　京野　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区堀ノ内町二丁目一四一番地二、最後の住所横浜市神奈川区六角橋六丁目二九番一一―四〇五号

被相続人　亡　宮道　昌宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

横浜市中区太田町四丁目五番地横浜馬車道ビル七階

相続財産管理人　弁護士　池田　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区豊岡町二一八番地、最後の住所横浜市鶴見区北寺尾五丁目七番三三号

被相続人　亡　桑島　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

横浜市中区弁天通四丁目五二番地ナインティー横浜六階

相続財産管理人　弁護士　箕山　洋二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区新町二丁目一〇八一番地一、最後の住所新潟市江南区阿賀野一丁目二番一号特別養護老人ホーム横雲の里

被相続人　亡　酒井　美知

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

事務所新潟市秋葉区山谷町二丁目一四番二七号ピアッツオオノ一号室

相続財産管理人　司法書士　帯瀬　利明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区柴島二丁目四二四番地一、最後の住所大阪市東淀川区柴島二丁目六番一六号　被相続人　亡　和久田邦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三階　外山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　外山　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市城南町一八〇番地、最後の住所兵庫県宝塚市売布二丁目一一番一―九〇八号　被相続人　亡　八社宮弘士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

兵庫県宝塚市星の荘二九番二二号

相続財産管理人　平井　真治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市新庄町二三六九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鷹巣フミコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

事務所和歌山県田辺市秋津町二〇五番地の九

相続財産管理人　司法書士　松下　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市吉野町西条字庄境二一番地最後の住所徳島県阿波市吉野町西条字庄境二一番地五　被相続人　亡　森本　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十六日

事務所徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地二〇　相続財産管理人　平瀬　正明

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年二月二十六日

一　墳墓等所在地　東京都台東区谷中四丁目二―三五

一　墳墓等の名称　龍谷寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　高木鈴女・甫・けい・興吉・四郎・利宇・孫右ェ門・美代、井上秀・千恵子・秀藏・巌・清子、山地長廣、近藤良眞、狩野マサ、布田専蔵・きく代、小林フサ・真佐男・貞・嘉年・稚次郎、佐藤清松・ゑい、黒柳たま、酒井忠吉・よし・雄吉・まさ・キヌ・重藏・喜三郎・まつ、福田吉三郎、田邊すみ、横田國藏、伊藤鐵次郎・フク・久次郎・志ん、古澤政太郎・錦次・あや、保栖阿さ、小島兼太郎・金次郎・ヤヲ、園部トミ・しず子・寅藏・タイ、平岡スミ子、船橋清三郎・てう・富士江、秋山武雄・幸太郎・幸雄、戸田国三郎・イト・せん・つう・榮吉、末吉花子・房子、水野半七・か弥、他氏名不詳

一　改葬を行おうとする者　東京都台東区谷中四丁目二―三五　宗教法人龍谷寺　住職　大坂浩規

無縁墳墓等改葬公告

整地のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年二月二十六日

一、墳墓等所在地　大分市大字下徳丸字東上鶴一〇一―一、一〇一―二及び一〇九

一、墳墓等の名称　大分市高田　墓石等十九基

一、死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳

一、改葬を行おうとする者　大分市大字横尾二八六〇　山村　文夫

第56期決算公告

平成26年2月25日　茨城県土浦市北神立町1番1

株式会社アールビー

代表取締役　藤本　伸哉

貸借対照表の要旨　（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,393,363	流動負債	3,258,199
固定資産	706,046	固定負債	208,873
		負債合計	**3,467,072**
		株主資本	2,632,337
		資本金	88,809
		資本剰余金	20,900
		資本準備金	20,900
		利益剰余金	2,522,628
		利益準備金	22,202
		その他利益剰余金	2,500,426
		（うち当期純利益）	（202,569）
		純資産合計	**2,632,337**
資産合計	6,099,410	**負債・純資産合計**	6,099,410